

鈴鹿市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

鈴鹿市公平委員会

委員長 長谷部 拓哉

鈴鹿市公平委員会規則第1号

鈴鹿市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鈴鹿市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鈴鹿市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

| 改正後                 |   | 改正前                 |   |
|---------------------|---|---------------------|---|
| 別表（第2条関係）           |   | 別表（第2条関係）           |   |
| 組織                  | 職   | 組織                  | 職   |
| 略                   | 略   | 略                   | 略   |
| 市長<br>の事<br>務部<br>局 | 部長 理事 <u>局長</u> 次長 会計<br>管理者 参事 課長（東京事務<br>所長、図書館長及びクリーンセ<br>ンター所長を含む。） 副参事<br>秘書課秘書グループリーダー<br>人事課人事研修グループリーダ<br>ー 人事課給与厚生グループリ<br>ーダー 総務課行政・法務グル<br>ープリーダー 財政課財政グル<br>ープリーダー 幼稚園長 | 市長<br>の事<br>務部<br>局 | 部長 <u>技術統括監</u> 理事 次長<br>会計管理者 参事 課長（東<br>京事務所長、図書館長及びクリ<br>ーンセンター所長を含む。）<br>副参事 秘書課秘書グループリ<br>ーダー 人事課人事研修グル<br>ープリーダー 人事課給与厚生グ<br>ループリーダー 総務課行政・<br>法務グループリーダー 財政課<br>財政グループリーダー 幼稚園<br>長 <u>幼稚園教頭</u> |
| 略                   | 略   | 略                   | 略   |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。